

エチオピア
特許意匠法
(発明、小発明、意匠に関する布告)

1995年第123号
1995年5月10日施行

目次

第1章 総則

第1条 略称

第2条 定義

第2章 特許

第1節 総則

第3条 特許発明

第4条 特許を受けることができない発明

第5条 外国人の権利

第6条 出願又は特許の移転

第2節 特許を受ける権利と発明者の名称

第7条 特許権

第8条 発明者の名称

第3節 出願及び特許審査

第9条 出願

第10条 外国特許出願に関する情報

第11条 先願主義及び優先権

第12条 出願日

第13条 出願審査

第4節 特許の付与、内容、期間、年金

第14条 特許の付与

第15条 特許の内容

第16条 特許の存続期間

第17条 年金

第5節 導入特許

- 第18条 導入特許の付与
- 第19条 導入特許の要件
- 第20条 導入特許の無効
- 第21条 導入特許の存続期間

第6節 権利と義務

- 第22条 特許権者の権利
- 第23条 権利の取得
- 第24条 侵害に対する特許権者の対応
- 第25条 権利の制限
- 第26条 先使用
- 第27条 特許権者の義務
- 第28条 準用

第7節 強制実施

- 第29条 強制実施の申請
- 第30条 強制実施の付与
- 第31条 申請者が行うべき証明
- 第32条 実施権者の権利の制限
- 第33条 使用料

第8節 特許の終了、放棄、無効

- 第34条 特許の終了
- 第35条 特許の放棄
- 第36条 特許の無効
- 第37条 準用

第3章 実用新案証書

- 第38条 小発明の保護
- 第39条 新規性の欠如
- 第40条 実用新案証書によって保護されないもの
- 第41条 審査
- 第42条 実用新案証書の発行
- 第43条 特許出願の実用新案証書の出願への変更と実用新案証書の特許出願への変更
- 第44条 実用新案証書の保護期間

第 45 条 準用

第 4 章 意匠

第 46 条 意匠の保護

第 47 条 出願

第 49 条 登録によって与えられる権利

第 50 条 意匠の保護期間

第 51 条 準用

第 5 章 雑則

第 52 条 期間の延長

第 53 条 規則の発布

第 54 条 委員会の決定に対する不服申立て

第 55 条 施行日

第1章 総則

第1条 略称

この布告は、「発明、小発明、意匠に関する布告 1995 年第 123 号」として引用することができる。

第2条 定義

この布告において、文脈上別の意味に解釈すべき場合を除き、用語の意義を以下の通りとする。

- (1) 「裁判所」とは、中央高等裁判所を意味する。
- (2) 「意匠」とは、線又は色彩の組合せ、若しくは線又は色彩と組み合わせられるか否かを問わず三次元の形態を意味する。ただし、これらの組合せ及び形態が産業製品又は工芸品に特別な外観を与え、かつ産業製品又は工芸品の模様となる場合に限る。
- (3) 「発明」とは、技術分野における特定の問題を実際に解決可能とする発明者の思想を意味する。
- (4) 「委員会」とは、エチオピア科学技術委員会を意味する。
- (5) 「特許」とは、発明を保護するために付与された権利を意味する。発明は、物又は方法に係る。
- (6) 「特許権者」とは、特許又は導入特許の権利者を意味する。
- (7) 「人」とは、自然人又は法人を意味する。
- (8) 「実用新案証書」とは、実用に適した小発明に発行された証書を意味する。
- (9) 「特許発明の実施」とは、エチオピア国内に存在する有力で大きな施設が、特許された物の製造又は特許された方法の使用を行うこと意味する。

第2章 特許

第1節 総則

第3条 特許発明

(1) 発明は、産業上利用可能で、新規かつ進歩性を有する場合に特許されうる。

(2) 発明は、それが先行技術によって予測されていない場合に、新規であるとみなす。先行技術とは、国内外において、出願日前に又は当該発明につき主張された優先権に係る優先日前に、有形媒体での公表、口頭による発表、若しくは使用又はその他の方法によって、公衆に開示されたすべてのものをいう。

(3) 本条(2)の規定に関わらず、発明の公衆への開示は、それが出願日又は出願に係る優先日前12ヶ月以内に行われた場合、又は出願人若しくは前権利者によって行われた行為又は出願人若しくは前権利者に関係した第三者によって行われた濫用的行為を理由とするものである場合には、新規性判断の考慮に入れられないものとする。

(4) 発明は、その利用に関連する先行技術(本条(2)で定義されたものをいう)を考慮して、それが当業者にとって自明ではない場合に、進歩性があるとみなす。

(5) 発明は、それが工芸品、農業、漁業、社会福祉及びその他の分野で製造又は使用される場合に、産業上利用可能性があるとみなす。

第4条 特許を受けることができない発明

(1) 以下の発明は特許を受けることができない。

(a) 公の秩序に反する発明。

(b) 植物若しくは動物の品種又は植物や動物の生産に必須の生物学的方法。

(c) ゲームをするため、又は商業的若しくは工業的活動及びコンピュータ・プログラムを実行するための方式、法則、方法。

(d) 発見、科学理論及び数学的方法。

(e) 手術若しくは治療による人体又は動物の処置方法、及び人体又は動物の診断方法。

(f) 著作権で保護されない作品。

(2) 本条(1)(e)の規定は、手術若しくは治療による人体又は動物の処置方法、及び人体又は動物の診断方法のいずれかで使用するための製品には適用しない。

第5条 外国人の権利

相互主義又はエチオピアが加盟している条約の対象となる場合には、外国人はエチオピア人と同じ権利義務を有する。

第6条 出願又は特許の移転

いかなる特許又は特許出願も、売却、相続、その他法律の定める方法により移転することができる。この移転は、法令に定める手数料の支払いにより、委員会に記録されなければならない。

第2節 特許を受ける権利と発明者の名称

第7条 特許を受ける権利

- (1) 特許を受ける権利は発明者に帰属するものとする。
- (2) 二人以上が共同して発明をしたときは、特許を受ける権利はその者たちの共有に属するものとする。
- (3) 反対の合意がない場合、労働契約又は雇用契約の履行としてなされた発明についての特許を受ける権利は、委託者又は雇用主に帰属するものとする。
- (4) 雇用契約又は労働契約とは無関係に、かつ、雇用主の資源、データ、手段、材料又は器材を使用せずになされた発明は、従業員又は受託者にのみに帰属するものとする。
- (5) 反対の明示的な合意がない場合で、従業員又は受託者による発明が、本条(3)の規定に該当せず、かつ、創作者の個人的貢献と雇用主が提供する資源、データ、手段、材料又は器材の双方をもとに生み出されたときは、従業員又は受託者と雇用主が相等しい持分で共有するものとする。

第8条 発明者の名称

発明者が、自身の氏名が記載されることを希望しない旨の宣言書を委員会に提出した場合を除き、出願及び特許には発明者の氏名が記載されるものとする。発明者にそのような宣言書を作成させる内容の契約又は約束は法的効果を生じないものとする。

第3節 出願及び特許審査

第9条 出願

(1) 第7条に基づき、発明について特許を受ける権利を有する者は、所定の手数料を納付して、委員会に当該発明に対する特許付与を申請するものとする。

(2) 出願は、書面により、かつ、一つの発明についてのみ行うことができるものとする。ただし、単一性のある二つ以上の発明は、一つの願書で出願することができる。

(3) 願書には特許付与の請求を記載し、発明の明細書、一つ以上の特許請求の範囲、要約、及び必要な場合には図面が含まれていなければならない。

(4) 本条(3)に基づき、

(a) 特許付与の請求には、特許を付与する旨の請願、出願人、発明者、もしあれば代理人の氏名、その他の所定の情報、及び発明の名称を記載しなければならない。出願人が発明者でないときには、願書に出願人が特許を受ける権利を有する旨を正当化する記載をしなければならない。

(b) 明細書は、当業者が発明の実施をすることができる程度に十分に明確かつ完全に発明を開示するものでなければならず、特に、出願人が認識している少なくとも一つの実施態様を記載したものでなければならず、明細書は、特許請求の範囲を解釈するのに用いることができる。

(c) 特許請求の範囲には、保護を求める事項を明確かつ簡潔に明示しなければならない。特許請求の範囲は、明細書により十分に裏付けがされていなければならない。

(d) 要約は、単に技術的な情報のために利用し、保護の範囲を解釈するために考慮してはならない。

(5) 図面は、発明の理解に要すると判断される場合に必要となり、特許請求の範囲を解釈するために用いることができる。

(6) 特許が付与される前であれば、出願人は、いつでも自己の出願を取り下げることができる。

(7) 出願人がエチオピアに住所又は営業所がないとき、エチオピアに住所を有する代理人を選任しなければならない。

(8) 代理人によって作成された出願は、委任状を添付しなければならない。

第10条 外国特許出願に関する情報

(1) 出願人は、委員会の求めに応じて、委員会に請求したものと同一又は本質的に同一の発明に関して海外で行った全ての特許出願の日付及び番号を提出しなければならない。

(2) 出願人は、委員会の求めに応じて、本条(1)に規定する外国出願に関して、以下の書類を提出しなければならない。

(a) 外国出願について行われた調査又は審査の結果に関して出願人が受け取った全ての通知の謄本。

(b) 外国特許出願に基づいて付与された特許の謄本。

(c) 外国出願を拒絶又は外国出願により請求された特許付与を拒絶した最終決定の謄本。

(3) 出願人は、委員会の求めに応じ、本条(2)に規定する外国出願をもとに付与された特許を無効とする最終決定の謄本。

第 11 条 先願主義及び優先権

(1) 独自に同一の発明をした二人以上の者が、同一の対象につき個別に特許出願をしたときには、特許を受ける権利は、最初に出願した者に帰属するものとする。

(2) 相互主義に基づき、又は該当する場合にはエチオピアが当事国となっている条約に従って、外国出願人が同一の発明につき外国で最初に出願した日から 12 ヶ月以内にエチオピアで出願したときには、外国で最初に出願した日を出願日とする。ただし、当該出願人が優先権を主張し、かつ、所定の期間内に最初に出願が行われた機関が真正であると証明した出願の謄本、他の所定の文書及び情報を提出した場合に限る。

第 12 条 出願日

(1) 委員会は、出願の受領日を出願日として認定しなければならない。ただし、出願の受領時に出願が以下の事項を伴ったものである場合に限る。

(a) 特許付与を求める旨の明示の又は黙示の表示。

(b) 出願人を特定する情報。

(c) 発明の明細書。

(2) 委員会は、出願の受領時に、本条(1)に掲げた要件を満たしていないことが判明したときには、出願人にこれを補正する機会を与えるものとし、補正を受領した日を出願日とする。補正が行われなかった場合には、出願は行われなかったものとみなす。

(3) 出願が図面を参照しているにもかかわらず、図面が願書に含まれていない場合、委員会は不足している図面を提出するよう出願人に求めるものとする。出願人が当該求めに応じた場合、委員会は、不足図面の受領日を出願日とするものとする。出願人が求めに応じない場合は、委員会は、参照されている図面が存在しないものとして取扱い、出願の受理の日を出願日と認定するものとする。

第 13 条 出願審査

(1) 委員会は、出願の方式審査を行わなければならない。

(2) 方式審査により、出願が、この布告及び規則に定める要件を満たしていない場合、委員会は、出願人に出願の補正を求めるものとする。出願人が 2 ヶ月の期間内に、必要な補正を行わなかった場合、出願は、取り下げられたものとみなす。

(3) 委員会は、出願を許容しうると判断した場合には、その発明の実体審査を行わなければならない。

第4節 特許の付与、内容、期間、年金

第14条 特許の付与

- (1) 特許は、この布告及び規則が定める要件を満たす場合に付与される。
- (2) 特許を付与するとき、委員会は以下のことを行わなければならない。
 - (a) 特許付与の公報による公表。
 - (b) 出願人に対する特許証と謄本の交付。
 - (c) 特許の登録。
 - (d) 所定の手数料を支払った者に特許謄本を利用させること。
- (3) 委員会は、特許権者の求めに応じて、与えられた保護の範囲を制限するために特許の文言や図面を訂正するものとする。ただし、訂正により、特許付与の基礎となった最初の出願に含まれる開示を越えるような開示が特許に含まれるようになる場合を除く。

第15条 特許の内容

特許は、発明に対する特許権者の排他的権利を証明するものとし、規則で規定されるその他の事項を含むものとする。

第16条 特許の存続期間

特許の保護は、特許保護の出願日から15年間認められる。ただし、発明がエチオピアで適切に実施されているとの証明があるときには、特許の有効性は更に5年間延長することができる。

第17条 年金

- (1) 特許又は特許出願を維持するために、年金は、特許付与を求める出願日の1年後から、年度毎に委員会に事前に納付されなければならない。追徴金の支払いを条件に、年金の追納のため6ヶ月の猶予期間が認められる。
- (2) 本条(1)の規定に従って年金が支払われない場合、特許出願が取下げられ、又は特許が消滅したものとみなす。

第 5 節 導入特許

第 18 条 導入特許の付与

全ての責任を負う利害関係の申し出に従い、外国で特許が付与され、かつ、存続期間が経過していないが、エチオピアでは特許が取得付与されていない発明に対し、導入特許を付与することができる。

第 19 条 導入特許の要件

(1) 導入特許の要件は特許発明について規定したものと同一とし、かつ、同一の方式に従わなければならない。

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、導入特許の出願人は、その出願に際して、外国特許の特許番号、出願日、特許付与地、あるいは出願人がその詳細を知らない場合には、必要な情報の所在を示さなければならない。

第 20 条 導入特許の無効

(1) 外国特許の権利者が、当該特許と同一の出願を、第 11 条(2)に規定する 1 年の期間満了前に行なったとき、導入特許の権利者が、当該発明が実施されていることを証明できなかったとき、又は第 21 条で要求される年金の支払いをしなかったとき、導入特許は無効とされる。

(2) 導入特許の無効は、第 36 条の規定に基づき、利害関係人の請求により裁判所が判断するものとする。

第 21 条 導入特許の存続期間

導入特許の存続期間は、10 年まで延長することができる。権利者は、導入特許付与の 3 年後から毎年その発明の実施を証明し、相応の年金を支払う義務を負う。

第6節 権利と義務

第22条 特許権者の権利

(1) 特許権者は、特許発明の生産、使用、その他の利用をする権利を専有する。第三者は特許権者の許諾を得ない限り、特許発明を利用することはできない。

(2) 特許権者は、特許発明に係る製品をエチオピアに輸入する独占権を有しない。

第23条 権利の取得

特許権者に付与される権利は、特許権の付与により取得され、第三者を拘束する。

第24条 侵害に対する特許権者の対応

特許権者は、自身に認められる他の権利、救済、又は訴訟に加えて、第25条、第26条、第29条から第33条に従って、特許権者の同意なしに第22条(1)に規定する行為を行うことにより特許権を侵害する者、又は特許権侵害を生じる可能性のある行為をする者に対して、訴訟を提起する権利を有する。

第25条 権利の制限

(1) 特許権者の権利は次の行為には及ばない。

(a) 非商業目的で行う行為。

(b) 試験又は研究のためにのみ行う特許発明の使用。

(c) 特許権者又は特許権者の同意を得て、エチオピアの市場に流通した特許製品に関する行為。

(d) 一時的又は偶然に、エチオピアの領空、領土、領水を通過する他国の航空機、車両、船舶に係る特許製品の使用。

(2) 公共の利益、特に、国家の安全、栄養、健康、その他国家経済の重要な分野が必要とする場合には、委員会は、特許権者の同意なしに、特許権者に衡平な報酬が支払われることを条件として、政府職員又は委員会が指定する第三者にその特許発明を利用させる旨決定することができる。報酬に係る委員会の決定に対しては、裁判所に不服を申し立てることができる。

第26条 先使用

(1) 出願日又は優先権が主張されている場合には優先日以前から、特許出願に含まれる発明を善意で使用していた者は、特許権の存在にかかわらず、その発明の使用を継続する個人的な権利を有する。

(2) 本条(1)に規定する先使用者の権利は、発明の使用又は使用の準備がされている企業又は事業とともに又はそれらの一部とともにのみ移転することができる。

第27条 特許権者の義務

(1) 特許権者は、エチオピアにおいて、特許発明の実施をし、又は他者に発明の実施許諾を与えなければならない。

(2) 特許権者は、状況に応じて適切かつ合理的な範囲で発明を実施しなければならない。

第 28 条 準用

本節の規定は、導入特許にも準用する。

第7節 強制実施

第29条 強制実施の申請

- (1) 先に特許された発明なしには効果的に実施できない発明の特許権者は、先発の発明を使用するために強制実施を申請することができる。
- (2) 後に特許された発明なしには効果的に実施できない先発発明の特許権者は、後発の発明を使用するために強制実施を申請することができる。
- (3) 特許付与の日から3年又は特許出願の日から4年のいずれか遅い方が経過した後、特許権者が正当な理由なしにエチオピアで発明を実施していない場合、特許発明の実施を行うことができる者は、強制実施を申請することができる。

第30条 強制実施の付与

- (1) 委員会は、要件を満たすと判断したとき、強制実施を付与する。
- (2) 強制実施の付与は、発明の利用、特許権者による実施許諾契約の締結、他の強制実施の付与を排除するものではない。
- (3) 委員会による強制実施付与の決定は、登録され、公報にて公表しなければならない。

第31条 申請者が提出すべき証拠

発明を利用するために強制実施を申請する者は、特許権者と合理的な条件でその発明を利用するための実施許諾契約を締結できなかった旨の証拠を提出しなければならない。

第32条 実施権者の権利の制限

- (1) 特許発明の利用のための強制実施を付与された者は、その発明に対する排他的権利、及び他者に利用許諾する権利を有さないものとする。
- (2) 実施権者は、エチオピアにおいて、強制実施を付与する旨の決定で定められた条件にしたがって特許発明を利用する権利を有し、当該決定において定められた期間内にその特許発明の実施を開始しなければならない。

第33条 使用料

- (1) 強制実施を付与された者は、特許権者に合理的な使用料を支払うものとし、その額は両者で決めるものとする。
- (2) 実施権者と特許権者の間で、使用料の額について合意に至らなかった場合には、その額は委員会が決定するものとする。

第 8 節 特許の終了、放棄、無効

第 34 条 特許の終了

特許は、次の場合に終了するものとする。

- (1) 特許権者が委員会に対する書面での宣言により特許を放棄するとき。
- (2) 年金が期限内に納期されないとき。

第 35 条 特許の放棄

- (1) 特許の放棄は、一つ又はそれ以上の特許請求の範囲に限定して行うことができる。
- (2) 特許の放棄は、委員会によって直ちに登録され、公表されなければならない。
- (3) 実施許諾されている特許の放棄は、登録された実施権者が放棄に同意している旨の宣言書が提出されて初めて効力が生じるものとする。

第 36 条 特許の無効

- (1) 利害関係人の請求に基づき裁判所によって次の事項が証明された場合、特許の全部又は一部は無効となる。
 - (a) 特許の対象が、この布告の第 3 条及び第 4 条に従って特許を受けることができないとき。
 - (b) 明細書が、当業者が実施できる程度に十分に明確かつ完全に発明を開示していないとき。
- (2) 全部又は一部が無効となった特許は、特許付与の日から無効であったものとみなす。

第 37 条 準用

第 34 条から第 36 条の規定は、導入特許の終了、放棄、無効に準用する。

第3章 実用新案証書

第38条 小発明の保護

(1) 新規性及び産業上の利用可能性を有する小発明は、考案者に対し保護を受ける権利を生じさせる。

(2) 権利は、委員会によって発行される実用新案証書によって証明されるものとする。

(3) 証書の発行によって、小発明を利用し、かつ第三者が証書の所有者の許諾なしにその小発明を利用することを妨げる排他的権利が付与されるものとする。

第39条 新規性の欠如

(1) 小発明が、出願時においてすでに、エチオピアで、刊行物に記載され、公開され、又は公然と利用されているとき、当該小発明は、新規なものとはみなされない。

(2) 出願日前6ヶ月以内の刊行物記載又は利用は、それが出願人による実施に基づいている場合には、新規性は失われないものとする。

第40条 実用新案証書によって保護されないもの

次に掲げるものは、実用新案証書によっては保護されない。

(1) 特許された対象又は公有財産の形状・大きさ・材質の変更。ただし、当該変更が、対象の品質や機能を改めることにより、その利用や想定された機能上の効果が改善される場合を除く。

(2) 既知の組み合わせの要素を同等の機能を有する他の既知の要素に単に置き換えるだけのもの。ただし、その利用や想定された機能上の効果が改善されない場合に限る。

(3) 公序良俗に反する小発明。

第41条 審査

委員会は、出願の方式審査を行い、実用新案証書付与の可否について決定しなければならない。

第42条 実用新案証書の発行

委員会が実用新案証書の付与を決定した場合には、出願人に実用新案証書を発行しなければならない。

第43条 特許出願の実用新案証書の出願への変更と実用新案証書の特許出願への変更

(1) 特許の付与又はその拒絶前であればいつでも、特許出願人は、所定の手数料を支払うことにより、特許出願を実用新案証書の出願に変更することができる。その場合、特許出願の出願日を実用新案証書の出願日とする。

(2) 実用新案証書の付与又はその拒絶の前であればいつでも、実用新案証書の出願人は、所定の手数料を支払うことにより、実用新案証書の出願を特許出願に変更することができる。その場合、実用新案証書の出願日を、特許出願の出願日とする。

(3) 本条(1)及び(2)の規定による出願の変更は、一回に限り行うことができる。

第 44 条 実用新案証書の保護期間

- (1) 実用新案証書は、5 年間有効とする。ただし、その小発明がエチオピアで実施されていることが証明された場合には、更に 5 年間延長することができる。
- (2) 実用新案証書の更新の申請は、保護期間満了前 90 日以内に、委員会に所定の手数料を支払って行なわなければならない。

第 45 条 準用

この布告の第 2 章の関連規定は、実用新案証書に準用する。

第4章 意匠

第46条 意匠の保護

- (1) 新規性及び実用的な利用可能性を有する意匠は、この布告のもとで保護されるものとする。
- (2) 本条(1)の規定のもとで、
 - (a) 意匠は、その重要な特徴の全体が、エチオピア又は海外で知られている他の意匠の重要な特徴の全体と異なるものであり、かつ、登録出願日又は該当する場合には優先日の1年以上前に公表されたものでない場合には、新規なものとなされる。意匠は、その具体的な特徴が重要でない細かな部分においてのみ異なるだけであれば、相互に同一であるとみなす。
 - (b) 意匠は、製品を繰り返し製造するためのひな形としてこれを利用できる場合には、実用的な利用可能性を有するものとみなす。
- (3) 公序良俗に反する意匠は登録できない。
- (4) この章で認められる保護は、意匠のうち、技術的結果を得るためだけに用いられるものに拡張してはならない。

第47条 出願

- (1) 意匠の登録出願は、委員会に申請するものとする。
- (2) 出願には、請求、意匠が化体した物品の実例、その絵画的描写、及び意匠が使用される物品の種類の記事が含まれていなければならない。
- (3) 出願は、一つの物品に含まれる一つの意匠、あるいは、同じ種類の商品又はセットで販売又は使用される物品に含まれる二つ以上の意匠を対象にするものでなければならない。
- (4) 出願とともに、所定の手数料を納付しなければならない。

第48条 審査と登録

- (1) 委員会は、出願が、この布告の第2条第2項と第47条の要件を満たしているかを審査する。
- (2) 委員会が本条(1)の要件を満たしていると判断した場合に、意匠の登録証書が発行されるものとし、この証書は次の事項を証明するものとする。
 - (a) 意匠としての承認
 - (b) 意匠の優先権
 - (c) 意匠の創作者及び証書の保有者が有する排他的権利

第49条 登録によって与えられる権利

意匠登録証書の保有者は、その意匠を製造し、使用し又はその他の利用を行う排他的権利を有する。

第50条 意匠の保護期間

- (1) 意匠に与えられる保護は、登録出願の日から5年間有効とする。その意匠がエチオ

ピアで実施されていることが証明された場合には、2 回にわたり 5 年間ずつ延長することができる。

(2) 保護の更新の申請は、保護期間満了前 90 日以内に、委員会に所定の手数料を支払って行わなければならない。

第 51 条 準用

この布告の第 2 章の関連規定は、意匠に準用する。

第5章 雑則

第52条 期間の延長

委員会は、正当な事由が認められると判断した場合には、書面での申請により、この布告及び規則に基づくあらゆる行為や手続きを行うための期間を延長することができる。ただし、関係当事者への通知を要し、委員会が命じた通りの期間に限るものとする。また、行為や手続きを行う期限が経過していたとしても、延長を認めることができるものとする。

第53条 規則の発布

- (1) この布告の履行のために、規則及び指令を発布することができる。
- (2) 規則は、特に、特許、実用新案証書付与の出願又は意匠登録の出願に係る手数料の支払いや、これに関連する事項について規定するものとする。

第54条 委員会の決定に対する不服申立て

- (1) この布告及び規則に基づき下された委員会の決定に不服がある当事者は、この布告の関連規定に反しない限り、裁判所に不服申立てを行うことができる。
- (2) 委員会の決定に対する本条(1)の規定による不服申立ては、不服のある当事者がその決定を受領した日から60日以内に行なわなければならない。

第55条 施行日

この布告は、官報により公布された日から施行する。